

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成20年7月23日に開催した平成20年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より防災ダム事業1箇所、湛水防除事業1箇所、ほ場整備事業1箇所、道路事業1箇所、港湾事業1箇所、砂防事業1箇所の事後評価の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、平成21年1月8日に開催した第8回三重県公共事業評価審査委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 防災ダム事業 [県事業]

501番 おおさわいけちく 大沢池地区

501番については、昭和63年度に事業着手し平成14年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、501番について、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。ただし、今後は、総合行政の観点から、同一流域内で行われる河川事業など、関連する他事業の進捗状況についても、併せて説明を求めるものである。

(2) 湛水防除事業 [県事業]

502番 いそしまほくぶちく 伊曾島北部地区

502番については、平成2年度に事業着手し平成14年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、502番について、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。

(3) ほ場整備事業 [県事業]

5 0 3 番 はたどのちく
機殿地区

5 0 3 番については、平成 2 年度に事業着手し平成 1 4 年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、5 0 3 番について、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。ただし、波及的な事業効果の発現のため、基盤整備後の対応として、新商品の開発や市場の開拓についても検討されたい。

(4) 道路事業 [県事業]

5 0 6 番 いっばんこくどう 一般国道 2 6 0 号 ごうしゅくうら
宿 浦バイパス

5 0 6 番については、平成元年度に事業着手し平成 1 4 年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、5 0 6 番について、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。ただし、事業効果の早期発現及び緊急輸送道路ネットワークの早期形成のため、未整備区間の早急な整備を進められたい。

(5) 港湾事業 [県事業]

5 0 9 番 まとやこう 的矢港 わたかのちく
渡鹿野地区

5 0 9 番については、平成 1 0 年度に事業着手し平成 1 5 年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、5 0 9 番について、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。

(6) 砂防事業 [県事業]

5 1 0 番 みうねがわ
三峰川

5 1 0 番については、平成 1 1 年度に事業着手し平成 1 5 年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、5 1 0 番について、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。

(7) 総括意見

- 一、今後、事後評価の便益算定については、マニュアルに即した便益だけではなく、実態に即した便益の算出についての検討を求めるものである。
- 一、今後、事業効果の把握を目的とするアンケート調査については、より客観的かつ適確な調査対象や調査項目を設定するよう求めるものである。